

第 15 章

インド

川名 剛

はじめに

インドは、1991年の経済自由化政策によって、それまでの社会主義的な計画経済から規制緩和と民間資本の活用による自由主義経済へと移行した。急成長した東南アジア諸国や中国と比べると漸進的ではあったが着実な成長を重ね、2006年にはGDP世界第12位の地位を占めるに至っている（IMF [2006]）。その間、政治的懸案だったパキスタンや中国をはじめ、ロシア、アメリカ、中東、日本と多方面に外交関係を構築し、国際社会で非常に重要な存在となってきている。本章では、インドにおける銀行部門を中心とする金融セクターの規制緩和と競争環境の現状を概観し、インドが今後国際金融市場とどう向き合おうとしているかを検討するものである。

第 1 節 インドの経済政策の展開と概況

よく比較される中国と異なり、インドには、イギリス統治以来のコモンローを基礎とする法治国家としての伝統がある。その一方で、1947年の独立以来、インドは、国民会議派の一党優位政党制のもとで統制的な混合経済を志向してきた。そのための立法として、外国為替や貿易を規制する外国為替（規制）法¹や輸出入（統制）法²、産業への参入にライセンスを要する産業（開発・規制）法³などが制定された。民間企業は否定はされなかったが、周辺的な産業を担うにとどめられ、重工業や重要産業は国家の統制下に置かれた。

¹ Foreign Exchange (Regulation) Act, 1947.

² Import and Export (Control) Act, 1947.

³ Industries (Development and Regulation) Act, 1951.

金融セクターでは、1949年のインド準備銀行(Reserve Bank of India: RBI)の国有化および銀行規制法(Banking Regulation Act, 1949)の制定により、RBIに銀行に対する幅広い監督権限が与えられ、政府証券の引受義務、準備率規制、農業・地方産業への貸付義務などの規制が課された。1969年には主な商業銀行が国有化され、それに並行する形でさまざまな農業向けや長期信用向けの開発銀行が設立された。このような中央集権的な政策の目的は、銀行への貯蓄を通じて金融資源を重要な産業部門に集中させるとともに、農業政策の一環として、組織化されていない地場の貸出業者しかなかった農村部へ銀行業を普及させ、地域開発を推し進めることにあった。しかし、これら重点分野以外の産業部門へは資金が十分回らず、むしろ全国家的な長期的成長と発展が阻害されることとなった。

資本市場は、資本発行(統制)法⁴および証券契約(規制)法⁵により規制された。全国的な証券市場として1875年設立のボンベイ証券取引所(Bombay Stock Exchange: BSE)が存在し、各地にも20を越える証券取引所があった。しかし、銀行部門が金融セクターの中心に位置づけられたこともあり、国家経済における役割は極めて小さいものであった。

また、保険業については、1956年に当時245あった民間保険会社を統合しインド生命保険公社(Life Insurance Corporation of India: LIC)を設立して1社独占とした。さらに、1972年には総合保険公社(General Insurance Corporation of India: GIC)を設立し、民間損保を国有化しその子会社とした。

しかし、1960年代後半から、相次ぐパキスタンとの紛争や干ばつなどの影響によりインドは財政危機、国際収支危機に陥った。当初は自由化を条件に世銀から融資を受けていたが、米国との関係悪化により融資も縮小され、より社会主義的な路線を強めることとなった。1980年代に入ると、積極財政による累積債務の膨張、公的銀行部門の不良債権の増加、インフレの進行、独占的な統制経済による競争の欠如、管理貿易による通商の停滞などが深刻化した。そこで、政府は部分的な貿易・投資の自由化⁶や財政従属的な金融制度の改革⁷を行ったが、十分な成果を得るには至らなかった。1990年には湾岸戦争による石油高騰と出稼ぎ労働者の送金収入の減少を受けて債務危機に陥ったため、国民会議派のラオ政権は、IMF・世銀の構造調整プログラムを受け入れる形で、抜本的な経済改革と自由化を進めることとなった。

⁴ Capital Issues (Control) Act, 1947.

⁵ Securities Contracts (Regulation) Act, 1956.

⁶ 1982年に、日本のスズキが進出し、政府との合弁会社マルチ・ウドヨグを設立している。

⁷ この時期には、チャクラヴァルティ委員会(Chakravarty Committee: 1985年)およびヴァグール委員会(Vaghul Committee :1987年)の報告を受け、割引金融公社の設立や短期金融市場におけるCPやCDの導入が行われたが、限定的なものであった。

表1 ナラシムハム委員会の主な銀行改革案

ナラシムハム委員会 I (1991)	
(a)	法定準備率 (SLR) の引下げ
(b)	マネタリー・コントロールの手段としての預金準備率 (CCR) の活用
(c)	預金金利の自由化
(d)	統一された会計基準の導入
(e)	民間銀行の参入解禁と外国銀行政策の自由化
(f)	国有銀行の政府持株比率の引下げ
(g)	支店認可の緩和
(h)	独立した金融監督機関の導入
(i)	優先分野への信用割当の引下げ
(j)	リスク・ウェイト・ベースでの自己資本比率の改善
ナラシムハム委員会 II (1998)	
(a)	銀行システムの強化 <ul style="list-style-type: none"> ● 信用リスクに加え市場リスクも考慮した自己資本比率の改善 ● 政府証券および政府保証債権の市場リスクに基づく再評価 ● 外国為替取引のリスク評価を 100%とする ● 自己資本比率を 8% から 10% (2000 年までに暫定的に 9%) に引上げ ● 公的銀行部門の資本市場へのアクセスの推進
(b)	資産の質の改善 <ul style="list-style-type: none"> ● 資産分類の厳格化 ● 政府保証債権に関する情報公開と透明性確保 ● 不良債権の資産再建会社 (Asset Reconstruction Company) への移管 ● 政府保証付き銀行債による Tier II 資本の補完 ● 優先分野への融資の利子補給の撤廃と 20 万ルピー以下の融資の金利自由化
(c)	ブルーデンシャル規制 <ul style="list-style-type: none"> ● 利子または元本の返済の停止の認定の迅速化 ● 標準資産の 1% の一般準備 (general provision) の導入 ● 特定準備 (specific provision) に対する税額控除
(d)	銀行経営の改善 <ul style="list-style-type: none"> ● 借り手の融資制限や信用評価システムの構築 ● 公的銀行部門の意思決定システムの改善 ● 開かれた労働市場からの人材の確保 ● 経営環境の把握のための情報システムの構築
(e)	構造的な問題 <ul style="list-style-type: none"> ● 開発金融機関の商業銀行への構造転換 ● 弱小銀行の退出と強い銀行の育成のための M&A ● 公的銀行の政府持株比率の引下げ (33% 目標) ● インターバンク市場の健全化 ● ノンバンクの銀行業務への参入解禁と規制の統合

(出所) Singh [2006] より筆者作成。

1991 年から行われた経済改革は、歳出削減による財政再建、国内信用の抑制による金融引き締め、国家独占産業の削減、為替レートの引下げ、WTO 加盟と新貿易政策による貿易の自由化などである。その中で、金融改革に関しては、同年 11 月にナラシムハム委員会 (Narasimham Committee on Financial Sector Reforms) が包括的な改革案を提言した(表 1)。

その対象は、金利規制の緩和、民間・外資銀行の参入規制の緩和、支店開設規制の緩和、自己資本比率規制の導入、支払準備率の緩和、不良債権の削減、資本市場改革など多岐にわたった。

その後、金融のグローバル化に対応するために設置された二度目のナラシムハム委員会（1998年）の報告とインド人民党のバジパイ政権により改革は加速された。対内投資規制のポジティブリストからネガティブリストへの移行、競争法の制定、国有銀行の政府持株比率の引下げ、改正証券契約規制法による証券取引所の取扱商品の拡充、保険業への民間参入の解禁、債権回収法廷法⁸と金融システム安定化法⁹による不良債権処理などが行われた（Nachiket [2006]）。

2004年に政権の座に着いた国民会議派のシン政権は、閣外協力を行っている左派政党の支持を得るため、農村部や社会的弱者への配慮を謳った「全国共同最小限綱領（National Common Minimum Programme）」を採択、若干改革の速度を緩めたといわれるが、政経両面での国際社会における発言力を増やすため、国際競争力を意識した経済改革を進めている。

第2節 インドの金融制度

1. 金融制度の概要

（1）金融機関構成

インドの金融機関は、上位銀行部門（Apex Banking Institutions）、銀行部門（Banking Institutions）、開発銀行（Development Banks）、その他金融機関に大別される（表2）。

（a）上位銀行部門

上位銀行は、国家の優先課題に対して資金を提供するための政府系金融機関である。産業部門に融資する産業開発銀行（Industrial Development Bank of India: IDBI、1964年設立）、同行の子銀行として中小産業に対応するために設立された小規模産業開発銀行（Small Industries Development Bank of India: SIDBI、1990年設立）、農業や地方の開発のための全国農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development: NABARD、1981年

⁸ Debt Recovery Tribunal (Amendment) Act, 2000.

⁹ Securitisation and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act, 2002.

設立) 輸出入に関する融資等を行うインド輸出入銀行 (Exim Bank、1982 年設立)、住宅金融を行う全国住宅銀行 (National Housing Bank: NHB、1988 年設立) がある。これらの銀行は、それぞれの根拠法によって設立され、後述する開発銀行等よりも政策的優先度の高い金融機関と位置づけられている。他方、1990 年代以降の株式放出によって民間資本が導入され、業務が民間と競合する場面も増えている。IDBI は、2004 年に RBI の指定銀行となって商業銀行業務を拡大する一方、開発金融機関としての役割も維持している。

表2 インドの金融機関の構成

上位銀行部門 (Apex Banking Institutions)	5
銀行部門 (Banking Institutions)	
商業銀行 (Commercial Banks)	
公的銀行部門 (Public Sector Banks)	
SBI グループ (State Bank of India Group)	8
国有銀行 (Nationalised Banks)	20
民間銀行部門 (Private Sector Banks)	
伝統的民間銀行 (Old Private Banks)	20
新民間銀行 (New Private Banks)	7
地域銀行 (Local Area Banks)	4
外国銀行 (Foreign Banks)	29
地域農村銀行 (Regional Rural Banks)	133
協同組合銀行 (Co-operative Banks)	
州協同組合銀行 (State Cooperative Banks)	31
県協同組合銀行 (District Central Co-operative Banks)	750
市町村協同組合銀行 (Primary (Urban) Credit Societies)	1,926
開発銀行 (Development Banks)	
産業開発銀行 (Industrial Development Banks)	
全国産業開発銀行 (National Industrial Development Banks)	8
州金融公社 (State Financial Corporations)	18
州産業開発公社 (State Industrial Development Corporations)	22
土地開発銀行 (Land Development Banks)	
州土地開発銀行 (State Land Development Banks)	N/A
市町村土地開発銀行 (Primary Land Development Banks)	N/A
その他金融機関 (Other Financial Institutions)	
証券仲介業者 (Securities Brokers)	9,335
保険会社 (Insurance Companies)	23
ノンバンク (NBFCs)	13,049
ミューチュアル・ファンド (Mutual Funds)	80

(注) 数字は銀行・会社の数 (2006 年 3 月末現在。一部推定値。)

(出所) Tannan [2005]; Varshney [2005]; RBI [2005-06a] [2006]

表3 公的銀行部門の主な財務データ

銀行名	資産残高 (Bil. Rs)	店舗数	不良債権 比率(%)**	自己資本 比率(%)	ROA (%)	政府保有 比率(%)
State Bank of India	4,987	9,241	1.90	11.88	0.89	59.7
SBI Associate Banks*	1,980	4,798	1.10	11.95	0.75	-
Punjab National Bank	1,453	4,142	0.30	11.95	0.99	57.8
Canara Bank	1,328	2,644	1.10	11.22	1.01	73.2
Bank of Baroda	1,134	2,776	0.84	13.65	0.73	53.8
Bank of India	1,123	2,678	1.49	10.75	0.62	69.5
Union Bank of India	891	2,169	1.56	11.41	0.32	55.4
Central Bank of India	747	3,250	2.59	11.03	0.34	100.0
UCO Bank	618	1,815	2.10	11.12	0.32	75.0
Syndicate Bank	611	1,974	0.86	11.73	0.88	66.5
Indian Overseas Bank	594	1,586	0.65	13.04	1.32	61.2
Oriental Bank of Commerce	589	1,184	0.50	12.46	0.95	51.1
Allahabad Bank	553	2,027	0.84	13.37	1.28	55.2
Indian Bank	476	1,435	0.79	13.19	1.06	100.0
Andhra Bank	407	1,164	0.24	14.00	1.20	51.6
Corporation Bank	405	824	0.60	13.92	1.10	57.2
United Bank of India	332	1,350	2.00	13.12	0.62	100.0
Vijaya Bank	315	979	0.90	11.94	0.40	53.9
Bank of Maharashtra	312	1,336	2.03	11.27	0.16	76.8
Dena Bank	265	1,064	3.00	10.62	0.27	51.2
Punjab & Sind Bank	190	786	2.43	12.83	0.57	100.0

(注) * SBI Associate Banks は State Bank of India の関連銀行 7 行の合計 (比率は平均)

** 正味貸出に対する正味不良債権の比率。

(出所) India Banks' Association [2006] *Key Business Statistics*. (2006 年 3 月末現在)

(b) 銀行部門

銀行部門は、さらに商業銀行 (Commercial Banks)、地域農村銀行 (Regional Rural Banks: RRB)、協同組合銀行 (Co-operative Banks) に分けられる。

(1) 商業銀行：商業銀行は、インドにおいて最も古く、最も大きなプレゼンスを有する金融機関であり、(i) 公的銀行部門、(ii) 民間銀行部門、(iii) 外国銀行に分けられる。商業銀行は、インド準備銀行法 42 条に基づき RBI に一定の準備預金 (Cash Reserve) を義務づけられる指定銀行 (Scheduled Banks) とそうでない非指定銀行 (Non-Scheduled Banks) がある。現在の商業銀行はほとんどが指定銀行であり、2006 年 3 月末現在で 89 行ある (IDBI を含む) (RBI [2006b: 154])。

(i) 公的銀行部門：公的銀行には、1955 年に国有化された State Bank of India (SBI)¹⁰ とその関連銀行 (Associate Banks. SBI が 70 ~ 100% の株式を所有) である 7 の州立銀行¹¹ からなる SBI グループ、1969 年に国有化された 14 行および 1980 年に国有化された 6 行がある¹²。1993 年に New Bank of India が Punjab National Bank に統合されたため、2006 年 3 月末で 27 の公的銀行が存在する。これらの公的銀行で指定銀行ベースの預金量の約 49% のシェアを占めている。その中で、SBI グループがインド最大の銀行グループで、22.5% のシェアを有している (RBI [2006a])。

1994 年の銀行会社法 (Banking Companies Act) の改正により公的銀行の政府保有株式の放出が規定され、49% まで民間所有が認められている。以後、多くの公的銀行が民間保有比率を引き上げてきたが、依然として政府保有比率は高い (表 3 参照)。政府保有株は実質的に RBI が保有している。また、所有と経営は徐々に分離されていると言われているが、経営陣の選任はそれぞれの根拠法で詳細に規定されており、自由度は少ない。たとえば、SBI では、頭取 (Chairman) と副頭取 (Vice-Chairman) は RBI と協議の上中央政府によって任命され、2 ~ 5 人の取締役は政府から指名される。また、労組の力も強く、労組代表の取締役も任命されなければならない¹³。

¹⁰ 根拠法は State Bank of India Act, 1955 である。SBI の前身は、19 世紀前半に藩王国と英領インド政府によって設立された Bank of Bengal (旧 Bank of Calcutta)、Bank of Bombay、Bank of Madras が 1921 年に合併して誕生した Imperial Bank of India である。同行は、当時の英領インドにおける準中央銀行的な機能を果たしていたが、1935 年に中央銀行としてインド準備銀行 (RBI) が設立され、純粋な商業銀行に衣替えした。SBI は、その後も中銀業務の代理業務を委任されるなど、特別な地位にあった。

¹¹ State Bank of Bikaner & Jaipur; State Bank of Hyderabad; State Bank of Mysore; State Bank of Patiala; State Bank of Saurashtra; State Bank of Travancore; State Bank of Indore の 7 行。根拠法は、State Bank of India (Subsidiary Banks) Act, 1959 である。

¹² 根拠法は、Banking Companies (Acquisition and Transfer of Undertakings) Act of 1970 and 1980 である。

¹³ State Bank of India Act, 1955, section 19.

(ii) 民間銀行部門：民間銀行は、1969年の主要銀行の国有化以来設立されなかったが、1991年のナラシムハム委員会の勧告を受け、1993年にRBIは新しい民間銀行の設立のためのガイドラインを作成した（Tannan [2005: 178-181]）。これにより、UTI、ICICI、HDFC¹⁴などの金融機関によって銀行が設立された。旧来からあるものも含め、民間銀行は2006年3月末現在28行ある。伝統的民間銀行が、支店数の多い割に収益性が低いのに対し、新しい民間銀行はより効率的な経営を行っている（表4参照）。その中でも、1994年にICICIの子会社として設立されたICICI Bankは、1998年に株式公開、2000年にニューヨーク証券取引所に上場、2001年にBank of Maduraを合併し、インド第2位の大銀行に成長している。さらにICICI Bankが親会社のICICIとその関連会社を合併し、急速にサービス内容を拡充している。

また、農村や郊外に金融システムを浸透させ地域の経済活動に必要な信用を供与できるようにするため、1996年から四つの地域銀行（Local Area Banks）が設立されている。これらの銀行は公社として設立されるが、民間の企業、信託、組合等によって運営されるため、民間部門に位置づけられている。その目的上、地方都市に設立し、地理的に隣接する最大3地域の範囲でしか営業することはできない（Varshney [2005: 1.8]）。

(iii) 外国銀行：外国銀行は、2006年3月末で29行が参入している。外国銀行の参入はイギリス統治時代にさかのぼり、HSBCは1853年、Standard Chartered Bankは1854年、BNP Paribas Bankは1860年に参入している。外国銀行は、インド独立後の外資規制や国有化にあって大きな事業展開はできなかったが、規制と収益性の可能な範囲で事業を続けてきた。2006年9月末時点で5.3%のシェアを占め、中でもStandard Chartered Bank、Citibank、HSBCの3行が3000億ルピーを超える資産残高を抱え、群を抜いている。収益性は銀行によってばらつきがあるが、総資産利益率（ROA）で1%程度の公的銀行に対し、外資系は3%前後の利益率をあげている（表4参照）。

(2) 地域農村銀行（RRB）：RRBは、Regional Rural Banks Act, 1976によって設立されたもので、2006年3月末で133行存在する（RBI [2005-06a: 153]）。農村地域には協同組合的な脆弱的な信用供与の仕組みしかなかったが、既存の商業銀行の形態ではニーズに適合しないため、商業銀行が農村地域での役割を果たし、その環境に合った銀行システムを定着させるために、RRBが構想された。RRBは、商業銀行（スポンサー・バンク）の要請に基

¹⁴ Housing Development Finance Corporation. 1977年設立。ほとんどの金融機関が政府の出資や支援の中で設立された中で、HDFCはHasmukhbhai Parekh氏が政府の支援を受けずに設立した住宅開発向けの金融機関である。

づいて中央政府によって設立される。株主構成は、中央政府 50%、スポンサー・バンク 35%、州政府 15%である。経営はスポンサー・バンクとは分離されているが、密接な関係を維持している。中央政府も営業地域の特定や政策に基づく指導等を通じて関与している。1990年代から 2000 年代前半までは 196 行を維持してきたが、近年の改革で統廃合が進められている (RBI [2006b: 54])。

(3) 協同組合銀行：協同組合銀行は、各州の協同組合法 (Co-operative Societies Act) に基づいて設立される。協同組合銀行は、州レベルで営業する州協同組合銀行 (State Co-operative Banks)、県レベルで営業する県協同組合銀行 (District Central Co-operative Banks)、市町村レベルで営業する市町村協同組合銀行 (Primary (Urban) Credit Societies) に分けられる。営業地域はそれぞれのレベルの範囲に限定される。協同組合銀行は、数少ない地域レベルの信用供与主体であったが、協同の原則に則って運営されることを基本としているため体系的な機構を有しておらず、銀行規制法や RBI の監督が全て及ぶわけではない。現在も一定の役割を果たしているが、近代的な銀行業の浸透に伴って縮小傾向にある (Prasad [2003])。

表 4 主要民間銀行の財務データ

分類	銀行名	資産残高 (Bil. Rs)	店舗数	不良債権 比率(%)*	自己資本 比率(%)	ROA (%)
伝統的民間 銀行	The Jammu & Kashmir Bank Ltd.	264	450	0.92	12.14	0.67
	The Federal Bank Ltd.	206	482	0.95	13.75	1.28
	Ing Vysya Bank Ltd.	168	387	1.76	10.67	0.05
新民間銀行	ICICI Bank	2,514	563	0.72	13.35	1.30
	HDFC Bank	735	515	0.44	11.41	1.38
	UTI Bank	497	348	0.98	11.08	1.18
外国銀行	Standard Chartered Bank	482	87	1.57	9.93	2.49
	Citibank	454	39	0.95	11.33	3.07
	HSBC	375	42	0.58	10.61	1.58

(注) 各分類の資産残高上位 3 行を抽出。*正味貸出に対する正味不良債権の比率。

(出所) India Banks' Association [2006] *Key Business Statistics*. 2006 年 3 月末現在。

(c) 開発銀行等

これらの金融機関は、預金を受け入れず政府の出資や債券発行等によって開発金融や投資を行う金融機関で、さまざまな種類がある。

全国レベルで活動する開発銀行としては、産業金融公社 (Industrial Finance Corporation of India: IFCI)、産業信用投資公社 (Industrial Credit and Investment Corporation of India: ICICI)、産業投資銀行 (Industrial Investment Bank of India: IIBI)、農業金融公社 (Agricultural Finance Corporation: AFC)、住宅都市開発公社 (Housing and Urban Development Corporation: HUDCO) などがある。また、州レベルでは、州金融公社 (State Financial Corporations: SFCs) や州産業開発公社 (State Industrial Development Corporations: SIDCs) がある。さらに、協同組合の一種として州や市町村レベルで設立され、長期信用を手がける土地開発銀行 (Land Development Banks) もある。

これらの金融機関は、もともとは政府や上位銀行の出資により設立されたが、過剰な開発投資により多額の不良債権を抱え、現在では多くが株式会社化したり民間資本を受け入れたりするなど民営化が進んでいる。そのうち、ICICI は、前述のように 1993 年の新しい民間銀行設立解禁を受けて ICICI Bank を設立しその後同行と統合、IFCI は、金融会社としてプロジェクト・ファイナンスやアドバイザー・サービスを手がけている。その一方で、IIBI は 2006 年中に閉鎖、土地開発銀行も大幅な統廃合が進められている。

(d) 証券・保険業の金融機関

インドの証券取引所は、1875 年設立のボンベイ証券取引所 (BSE) のほか、全国に 20 余りの取引所があったが、SBI や ICICI などの主要金融機関が発起人となって、1992 年にナショナル証券取引所 (National Stock Exchange: NSE) を設立した。現在、BSE と NSE が取引高シェアで 45% と 55% を占め、競争を展開している。特に NSE は、コンピュータやインターネットを駆使した近代的なシステムにより個人投資家も多く取り込んでおり、今後の成長が注目される。

証券取引委員会 (Securities and Exchange Board of India: SEBI) に登録されているブローカーは 2006 年 3 月末現在で 9335 人 (社) に上り、外国機関投資家 (Foreign Institutional Investors: FII) も 882 社に達している。外国証券会社は子会社を設立して参入している。外国人投資家は FII を通して投資することができる (SEBI [2006])。

投資機関としては、かつてはインド単一信託 (Unit Trust of India: UTI)¹⁵ がほとんど唯一

¹⁵ Unit Trust of India Act, 1963 により設立された。

の投資機関であったほか、国有保険会社であったインド生命保険公社（LIC）と総合保険公社（GIC）も投資機関の役割を担ってきた。しかし、UTI も民営化され、ミューチュアル・ファンドやベンチャー・キャピタル・ファンドも解禁されて、多様な機関投資家が参入している。

保険業は、2000 年までは生損保とも国有の LIC と GIC が独占していたが、2000 年 4 月より新規参入が認められ、生保 14 社、損保 9 社が参入している。多くは銀行の子会社であるが、財閥系や航空会社系もある。外資は合弁形態でのみ参入が認められ、出資比率は 26% までとされている¹⁶。

（２）監督体制

（a）監督機関

インドでは、RBI がノンバンクを含む金融機関に対する監督権限を有している。RBI は、インド準備銀行法（Reserve Bank of India Act, 1934）に基づいて 1935 年にインドの中央銀行として設立され、通貨の発行と管理、中央政府および州政府に対する銀行業務、商業銀行に対する銀行業務、市中で創造される与信のコントロール、通貨価値の維持などの機能を担っている。RBI は、信用維持や通貨管理といった規制的な側面だけでなく、政府によって策定された政策に応じて経済成長を推進する積極的な役割も担っている。

RBI は、1948 年に国有化され、翌年の銀行規制法によって商業銀行に対する監督権限を付与された。同法に基づき、RBI は、銀行免許の付与（22 条）、支店の開設の認可（23 条）、金融機関への実地検査（35 条）、命令（directions）（35A 条）、銀行経営者の任免に関する権限（35B・36AA 条）などを有している。さらに、1964 年の法改正により他の金融機関やノンバンクに対する権限も与えられた。

1994 年以降、監督機能を伝統的な中央銀行の機能から分離するため、総裁を委員長とする金融監督委員会（Board for Financial Supervision: BFS）が理事会の委員会として設立され、商業銀行、金融機関、ノンバンクに対する監督を一括して行っている。実際の監督は、BFS の指示に基づき、RBI 内にある銀行監督局（Department of Banking Supervision: DBS）、ノンバンク監督局（Department of Non-Banking Supervision: DNBS）、金融機関監督部（Financial Institutions Division: FID）が行っている。

中央政府も、間接的に銀行監督の権限を有する。RBI の理事（directors）の任免は中央政府の権限に属し、公益上必要なときは RBI に命令を出すことができる（インド準備銀行法

¹⁶ IRDA, List of Insurers, <<http://www.irdaindia.org/>>

7条1項)。また、銀行規制法の運用の停止や RBI の勧告からの免除など、立法・行政上の優越性に基づく権限を有する。その他、特定の事業のための銀行子会社の設立の承認(銀行規制法 19 条)や銀行検査のための命令(35 条)など、銀行に対する具体的な権限も留保されている。

州や県の協同組合銀行や RRB に関しても、銀行規制法上の問題は原則として RBI が規制を行うが、実際の監督や情報の収集は NABARD(全国農業農村開発銀行)に委託されている。また、1 州でのみ営業する協同組合銀行の設置や経営については各地の協同組合登録局(Registrar of Co-operative Societies)が監督し、銀行規制法も一部適用免除されている。

銀行以外の金融機関については、自由化の進展を受けて、それぞれに対応する機関が設立された。証券会社は 1992 年に設立された SEBI(証券取引委員会)が、保険会社は 1999 年に設立された保険規制開発庁(Insurance Regulatory and Development Authority: IRDA)が担当している。また、金融サービスの融合に伴い、RBI、SEBI、IRDA、財務省の担当者らが集まる「金融資本市場に関するハイレベル調整委員会(High-Level Coordination Committee on Financial and Capital Markets)」において意見交換や規制の調和が図られている。

(b) 監督手法

監督の前提として、銀行は会社法に加えて銀行規制法に従った財務諸表の作成と監査、報告書の提出を求められる。

監督の主な手法は銀行規制法 35 条の検査である。検査の主な対象項目は、内部統制、与信管理、海外支店のオペレーション、収益性、プルーデンシャル関連規則の遵守状況、資産と負債、投資のポートフォリオの適正な評価、社会的貸出における役割などである。

監督手続きにおいて重要な役割を果たすのが、命令(directions)と告示(notifications)である。銀行規制法上の各所で、公益や必要性に応じて、RBI が自らの判断で命令や告示を発することが認められており、これらが監督における実質をなすことになる。

検査の結果は中央政府に報告される。また、必要があるときは、中央政府自ら検査の指揮を執るほか、新規預金の受け入れ禁止や清算命令を出すよう RBI に命じることができる。

近年の監督の方向性としては、新しい自己資本比率規制(Basel II)の実施を控え、自己資本の引き上げ、オペレーショナル・リスク・マネジメントの確立、経済の急成長に対応したプルーデンシャル措置、商業銀行以外の金融機関に対する監督の強化、地域金融機関の効率化、ノンバンクに対する報告制度の強化などが課題として挙げられている(RBI [2005-06a: 153])。

2005-2006 年において、特に注力した事項として、コーポレート・ガバナンス、強固な

監督体制を構築するためのガイドラインの活用、SEBI や IRDA など他の関係当局との連携強化がある。

コーポレート・ガバナンスについては、株主の多様化や適切な役員の選任の必要性など、経営の細部にかかわる事項も念頭においている。公的銀行については、民間銀行に適用されている経営陣の適格性（fit and proper status）に関するガイドラインの拡張が政府に提案されている（RBI [2005-06a: 154]）。

また、金融セクターの急速な変化に対応するため、さまざまなガイドラインの活用が試みられている。最近では、クレジットカード、合併、情報開示などに関するガイドラインが発表されている。銀行サービスのアウトソーシングに関するガイドライン案が作成中である。

他の関係当局との連携強化では、一定のグループを金融コングロマリットと認定し、ひとつの監視枠組みに置くことが試みられている（金融コングロマリット監視システム：Financial Conglomerate Monitoring System: FCMS）。これによって、グループ内の取引やエクスポンージャー、株式の持ち合い、バックオフィスの共用などについて監視している。

2．競争政策と関連する制度

（1）参入規制体系

（a）新規参入

新規に銀行業に参入するには、RBI の認可が必要である（銀行規制法 22 条）。認可を受けるには以下の要件を満たさなければならない。

1. 申請会社が、預金者の請求のあったときに、預金の払い戻しをできること。
2. 預金者の利益に反するやり方で行動するおそれのないこと。
3. 予定された経営者の一般的性格が公益および預金者の利益に反しないこと。
4. 申請会社が十分な資本構造を有していること。
5. 申請会社にインドにおける銀行業を営む許可を与えることが公益に資すること。
6. 免許の付与が銀行システムの運営と一体性に害を与えないこと。
7. その他 RBI が公益または預金者の利益と関連すると考える条件を満たすこと。

免許の付与はまったくの RBI の裁量に属する。銀行規制法は、免許の付与は「RBI が課すのが適当と考える条件（such conditions as the Reserve Bank may think fit to impose）」に従うものとされ（22 条 1 項）、「RBI の意見において（in the opinion of the Reserve Bank）」必

要とされる条件を満たさなければならない(同条3項(g))。そのため、明確な裁量の逸脱のない限り裁判所も介入することはできない¹⁷。

また、以下の場合には、RBIは免許を取り消すことができる。

1. 当該会社が銀行業を停止した場合。
2. RBIの課す条件に従わずに銀行業を行った場合。
3. 当該会社が免許付与時の条件を遵守していない場合。

免許を取り消された銀行は異議を申し立てる機会を与えられるが、取消しの遅滞が公益を害するとRBIが判断した場合はその機会が与えられなくてもよい。その場合、銀行は裁判に訴えることはできるが、RBIの広い裁量が認められている¹⁸。

参入に必要な払込資本金は営業地域によって細かく細分化されている(11条)が、「新しい民間銀行の承認の原則」では、最低20億ルピーが必要とされ、3年以内に30億ルピーに増資されなければならないとされている。大企業は直接または間接的に10%まで銀行株を保有することが認められるが、銀行に支配力を及ぼしてはならない。また、資本金の49%は創業者によって5年間保有されなければならないが、農村または準都市に全支店の25%以上を設置しなければならない¹⁹。

1993年の新しい民間銀行の設立の解禁以降、国内12行、外銀15行が免許を受けている。しかしその多くは1998年までに付与されており、その後はむしろ統廃合が進められ、現存する改革以降の新しい地場の民間銀行は7行となっている²⁰。これは、2つのナラシムハム委員会において、1991年報告では参入拡大による競争促進が期待されたのに対し、1998年報告ではむしろ一定の強い銀行の並存が望まれたことを受けた結果である。

(b) 店舗規制

民間銀行の新規店舗の開設や既存店舗の移動には事前のRBIの許可を必要とする(23条)。許可を要する店舗には、預金の受け入れ、手形割引、融資などを行う事業所や支払所が含まれる。ただし、同一の市町村内での移動には許可は必要でない。

¹⁷ Shivabhai v. Ahmedabad, Gujarat High Court (AIR 1986 Guj. 19).

¹⁸ Sajjan Bank Pvt. Ltd. v. RBI, Madras High Court (AIR 1961 Mad. 8).

¹⁹ RBI, *Guidelines on Ownership and Governance in Private Sector Banks*, February 28, 2005.

²⁰ Indian Banks' Association, *Key Business Statistics*, <<http://www.iba.org.in>>

表5 インドの商業銀行店舗数

	1970年代	1980年代	1990年代	2003年
商業銀行数	108	259	289	292
総店舗数	22,368	50,887	63,806	68,561
大都市	3,096	5,222	7,345	9,512
都市	3,938	6,847	9,510	11,553
準都市	6,353	10,208	13,082	15,090
地方	8,981	28,609	33,869	32,406

(出所) 三菱総合研究所 [2006: 10-11]

許可を与えるにあたって、RBIは以下の点を考慮する(同条2項)。

1. 当該銀行の金融状況および歴史
2. 経営管理の一般的な性質
3. 十分な資本構造と収益見通し
4. 公益

店舗規制においても免許付与と同様の裁量がRBIに与えられている(3項・4項)。加えて、公的銀行、協同組合銀行、RRBは、それぞれの根拠法に従ったRBIの許可や事前承認を要する。RRBは、NABARDを通じてRBIに申請しなければならない。

商業銀行の店舗数は、金融改革の始まった90年代に、80年代の約50,000店から64,000店に急増し、ここ数年は年250店程度のペースで増加している。ただし、近年の経済成長を反映してその多くは大都市であり、中小金融機関の統廃合に伴い、地方都市はむしろ減少傾向にある。

(c) 外銀規制

外国銀行については、1992年の自由化以来規制緩和が進められてきたが、WTOのGATSによる約束のほか、特別な規制が課せられている。

GATSの約束表では、外国銀行は、支店か外資比率が51%を超えない合弁会社を通じてのみ設立することができる。年間に認められる新規参入件数は5件以内である。また、外国銀行は、現地諮問委員会(Local Advisory Board)を設置し、その議長はRBIの承認を得なければならない。さらに、外国銀行は、自らの資本の10%または投資先の資

本金の30%を越えてインド国内の金融機関に出資することはできない。その他、ほとんどの項目は「約束なし(unbound)」であり、国内法の規制に服する。

銀行規制法上、外銀が参入する場合は、通常要件に加えて以下の点が考慮される(22条3A項)。

1. 申請会社によるインドにおける銀行経営が公益に合致すること。
2. 本国法がインドの銀行を差別していないこと。
3. 申請会社が適用される法を遵守すること。

外銀が新規参入するときに要する払込資本金は、最初の2店舗について1店舗ごとに1000万米ドル、3店舗以上は1店舗ごとに500万ドルの合計2500万米ドルが必要とされる²¹。

2005年2月28日に、RBIは、「インドにおける外国銀行の地位に関するロードマップ」を発表した²²。これによると、外銀に対する自由化の段階は、2005年3月から2009年3月までの第1段階と2009年4月以降の第2段階に分けられる。第1段階では、以下のような規制と緩和策が行われることになっている。

1. 新規参入は、支店または完全子会社のいずれかの形態(one-mode presence criterion)で認められる。
2. 既存銀行の支店拡張は、WTOで約束されている年間12店舗を超える出店が認められる。許可手続きは現行の慣行を維持しつつ、銀行の少ない地域にはより柔軟な政策を採る。
3. 既存支店の完全子会社への転換は、one-mode presence criterionに従い認められる。完全子会社も既存の支店と同様の出店規制に従うが、WTO協定に合致した市場アクセスおよび国内待遇上の制限を規定する。
4. 特定の地場銀行の株式取得については、当該外国銀行が最初に参入する場合は、再建のためにRBIによって指定された銀行に関してのみ認められる。ただし、5%を超える場合には、インドおよび世界における当該銀行の地位と望ましい水準を考慮する。またRBIは15%以上の取得を指定し、最大74%まで認めることができる。
5. 既存の外国銀行が出資する場合は、6ヶ月以内にone-mode presenceに合致するための計画を提出しなければならない。

²¹ RBI, *Branch Licensing*, DBOD.No. BL.BC. 5 /22.01.001/2004, July 08, 2004.

²² RBI, Road map for presence of foreign banks in India, February 28, 2005.

第2段階では、以下のような規制緩和が実施される予定である。

1. 外銀の完全子会社に対する完全な内国民待遇のための制限撤廃策を策定し、第1段階の経験と関係者との協議を経て実施する。
2. 一定の株式保有期間の後、26%以上がインド居住者に保有されることを条件として、子会社の上場および増資を認める。
3. 外国資本の浸透度と外国銀行の機能を検証した後、一定の承認および条件に従って、外国銀行が民間銀行の合併・買収を行うことを認める。ただし、出資の上限は74%までとする。

このように、外銀規制は緩和の方向に進んでいるようにみえるが、現在の第1段階において、急激に外銀のプレゼンスが向上しているというわけではない。2006年の1行あたりの年間支店増加数は最大でABN AmroやCitibankなどの3～4店舗程度で、それまでのペースと比べてもほとんど変化はない(RBI [2005-06b])。その一方で、主要外銀はここ数年で従業員数を大幅に増やしており、1店舗あたりの戦力強化が図られているようである²³。また、この自由化プロセスにはRBIの裁量が各所にちりばめられており、今後もRBIの匙加減ひとつでさまざまな条件が変化する可能性が残されている。

(d) 証券業、保険業等の参入規制

証券業務を営むにはSEBI(証券取引委員会)への登録の認証(certificate of registration)が必要である。ブローカーや外国機関投資家(FII)など、業態に応じて規則によって手続きや要件が定められている。FIIは、これらの規則(regulations)に合わせて、外為法に基づくRBIの認可も必要とされる。1995年の証券法改正法²⁴により、SEBIに登録されるブローカーの数が急増したが、2002年をピークに微増微減を繰り返している。これは、銀行の統廃合と同様、経営の健全性に乏しい参加者を一定程度整理した結果と思われる。その一方で、FIIやデリバティブ・ブローカーは増加しており、証券市場の近代化、国際化が進んでいることが伺われる(SEBI [2006])。

保険業では、前述のように生損保の国有会社独占から、2000年に新規参入が認められた。保険業への参入には保険業者・仲介業者ともIRDA(保険規制開発庁)の認可が必要とされる(保険規制開発庁法42条)。保険業者は10億ルピーの最低資本金を要する。外資が参加する場合は地場企業との合併によらなければならない、26%までしか出資することはできない(2条)。

²³ 2004年比で、Citibankは1200人、HSBCは1800人増員している。

²⁴ Securities Laws (Amendment) Act, 1995.

(2) 行為規制体系

(a) 金利規制

インドの金利は、銀行規制法 21 条および 35A 条による命令 (directions) によって規制される。預金金利は、かつては自由であったが、銀行の国有化以降順次規制金利が導入され、1980 年代にはその数は 20 にものぼった (絵所[2001: 31])。35A 条自体は預金金利を直接規制する規定ではないが、一般的な適切な銀行経営の確保 (1 項 (c)) に依拠して規制を増やしていった。しかし、92 年の改革以降規制金利の種類も 2 までに削減され、現在ではほぼ自由化されている。

貸出金利は 21 条 2 項 (e) の命令によって規制される。特に、小規模事業者、農業、大規模産業向けなど、異なる分野についてさまざまな貸出金利が設定されている。このうちの金利の一部が不当に高いとして、高利貸法²⁵や関連州法に反して無効であると裁判で争われたことがあった。しかし、銀行規制法 21A 条は、金利が高すぎることを理由として銀行と債務者の間で裁判で争うことはできないと規定し、裁判所も本条の有効性を承認した²⁶。この規定は憲法に反するとの主張もなされたが、金利規制に対する RBI の命令の優越性を示した規定として注目される。なお、本件では、上限金利と下限金利の双方が命令で規定されていることが合理性を認める根拠のひとつとされたが、金利の自由化に伴って上限金利を銀行の裁量とした場合 21A 条が有効とされるかどうかという問題が残されている (IIBF [2005: 47])。

(b) 業務範囲

民間銀行の業務範囲は銀行規制法によって規制される。同法によれば、銀行業とは、貸付または投資の目的をもって、要求払い可能なもしくは小切手、手形または支払命令書によって引出可能な預金を受け入れる業務を意味する (5 条 (b))。銀行が従事することができる業務形態は、6 条 1 項 (a) ~ (o) の各号に詳細に規定されている。

- (a) 預金の受け入れ、金銭の貸付け、手形割引、外為業務など通常の銀行業務
- (b) 政府の代理業務
- (c) 融資の交渉・契約
- (d) 証券の引受け
- (e) 保証業務

²⁵ Usurious Loans Act, 1918.

²⁶ Corporation Bank v. D.S. Gowda, 1994 (5 SCC 213).

- (f) 財産の売買・管理
- (g) 担保財産の保有
- (h) 信託財産の引受け
- (i) 受託者業務
- (j) 組合やファンドの組成支援
- (k) 必要な建物その他の維持・改変
- (l) リース・モーゲージ
- (m) 本項記載の事業の取得・継承
- (n) 本項記載の事業の推進にかかる事業
- (o) その他中央政府が告示によって認めた事業

公的銀行はじめ、民間銀行以外はそれぞれの根拠法を有し、それに従った独自の業務範囲を有する一方、商業銀行業務ではかなりオーバーラップしている。規制についても、銀行規制法の一部が民間銀行以外にも適用される一方、適用除外もある（51条）。協同組合銀行については、州協同組合銀行と県協同組合銀行には56条による修正を加えてほぼ全面的に適用されるが、市町村協同組合銀行には適用されない。しかしながら、一般的には、個々の業態に伝統的な業務はそれぞれに残しつつも、銀行規制法6条1項の業務に収斂されてきており、いわゆる商業銀行業務をめぐる競争が激しくなっている²⁷。

(c) プルーデンシャル政策

金融システムの安定と銀行経営の健全性を維持するため、さまざまなプルーデンシャル政策がRBIによって行われている。

資本の充実に関しては、1992年の改革から順次自己資本充実に関する国際基準を導入し、2000年から全ての金融機関に対して国際基準の8%を上回る9%の自己資本比率を課している²⁸。また、インドは、2007年3月末からBasel IIを適用すると約束しているが、段階的に実施していく予定である。まず、信用リスクに対する標準的手法（Standardised Approach）、オペレーショナル・リスクに対する基礎的指標手法（Basic Indicator Approach）を導入する。とりわけ標準的手法では、リスクのレーティングはRBIによって指定された外部信用評価機関（External Credit Assessment Institutions: ECAIs）によって割り当てられな

²⁷ たとえば、1973年のSBI法改正による銀行規制法6条1項のSBIへの適用やSBIが従事できない業務規制の撤廃などがある。

²⁸ RBI, *Prudential Norms on Capital Adequacy*, DBOD No. BP. BC. 2 / 21.01.002 / 2002- 2003, 5 July 2002.

ければならず、厳格なリスク評価がなされる。その後、順次内部格付手法（Internal Rating Based Approach）を適用していく見込みである。インド国内で営業する外国銀行およびインド国外で営業する地場銀行には 2008 年 3 月末に、その他の商業銀行も遅くとも 2009 年 3 月末までに Basel II を適用するとしている（RBI [2006b: 61-62]）。

また、近年は、市場の安定と銀行業務の健全性に大きく影響してきているデリバティブ取引やジョイント・ベンチャーへの出資のリスク評価にも力点が置かれ、報告や検査に反映させている。

さらに、2005 年からは、信用情報会社（規制）法²⁹により、RBI から認証を受けた企業でなければ信用情報を扱うことができないこととなった。本法の施行を受け、RBI は命令を通じて、銀行業だけでなく、証券、保険やノンバンクにおいても、正確な信用情報に基づく与信管理を行わせ、業務の健全性を確保しようとしている。

（d）政策的義務

自由化に伴って金利や業務範囲の規制は緩和されてきたが、農村や小規模産業の開発のため、銀行の社会的責任は強く認識され、そのための義務が課されている。

その代表的なものが優先分野貸付（Priority Sector Lending）である。公的銀行および民間銀行（外国銀行を含む）は、正味銀行与信（Net Bank Credit: NBC）の一定割合を特定の分野に融資しなければならない。現在指定されている優先分野は、農業、小規模事業、小規模輸送会社、教育、住宅、ソフトウェアなど 14 分野である³⁰。これらに対し、地場銀行は正味銀行与信の 40%、外国銀行は 32%を融資しなければならない。そのうち、地場銀行は農業に 18%、低小規模産業に 10%の貸出義務を負い、外国銀行は小規模産業に 10%、輸出信用に 10%の与信義務を負う。優先貸出義務は、一見すると銀行経営の自由度を奪い、競争制限的に思えるが、履行方法には直接融資のほか、NABARD（全国農業農村開発銀行）の運営する農村インフラ開発基金（Rural Infrastructure Development Fund: RIDF）への出資や州金融公社（SFCs）の債券引受など多様な方法が認められている。貸出金利は 20 万ルピーまではプライム貸出レート（prime lending rate: PLR）を越えてはならないが、20 万ルピー以上については自由に設定することができる。なお、規定額に達しなかった場合は、地場銀行は RIDF、外国銀行は SIDBI（小規模産業開発銀行）へその額を預託しなければならない。

また、銀行の資金を政府に集中させるためのさまざまな制度も存在する。

²⁹ Credit Information Companies (Regulation) Act, 2005.

³⁰ See <<http://www.rbi.org.in/scripts/FAQView.aspx?Id=8>>

まず、指定銀行は、一定の預金準備率（Cash Reserve Ratio: CCR）を RBI に維持しなければならない（インド準備銀行法 42 条）。CCR はかつては負債総額の時価の 15% 以上とされてきたが、92 年以降徐々に引き下げられ、現在は 3% となっている。なお、RBI、IDBI、Exim Bank、NABARD などからの負債は控除される。非指定銀行は、RBI に預託する必要はないが、自らの口座などに、同様に負債総額の時価の 3% 以上を維持しなければならない（銀行規制法 18 条）。

さらに、指定銀行は、現金、金または承認された有価証券で、負債総額の一定割合を法定流動性比率（Statutory Liquidity Ratio: SLR）として維持しなければならない。SLR は、90 年には 38.5% まで引き上げられたが、現行規定では 25% まで引き下げられている（銀行規制法 24 条 2A 項）³¹。非指定銀行は 20% とされている。

また、銀行は、銀行規制法 17 条 1 項に基づき、積立金（Reserve fund）を創設しなければならないことがある。積立金は、配当前利益の 20% 以上とされている。ただし、十分な資本金を備えていると RBI が認めた場合は、RBI の勧告により政府が免除を与えることができる。外国銀行は、積立金の創設は課されないが、年間利益の 20% 相当の額を RBI に預託しなければならない（11 条 2 項）。外国銀行にも免除が与えられることがある。

このように、規制緩和の中で銀行資産の流れを政府から民間へ移すため、RBI への預託の割合を減らしてきたが、その一方で、自己資本比率を維持するためリスクウェートの低い政府証券への投資が高まり、民間へ資金が十分に流れているとはいえない。2004 年末現在において、預金に対する政府証券投資の比率は 42% に達しており（島根 [2006: 198]）、民間融資にはなお慎重な銀行が少なくない。

（3）企業結合

RBI は不適切な銀行株主を排除し、コーポレート・ガバナンスに活かすため、株主の適格性（fit and proper status）を確保する政策を進めている。2004 年 2 月の「民間銀行の株式の承認のためのガイドライン」³²は、5% 超の大株主になるには RBI の承認を得なければならないとする。また、10% ~ 30% の株式を保有することになる場合は、その株主の資金の安定性と継続性、事業経験、銀行を監督する体制、申請者が金融機関である場合は十分規制を遵守しているかどうかを審査される。さらに 30% を越える場合は、公益、他の株主の多様性、将来の銀行経営の健全性、銀行経営の管理について考慮される。

³¹ ただし、必要があるときは、40% まで引き上げることができる。

³² Guidelines for Acknowledgement of Shares in Private Banks.

表6 主な銀行合併事例

年次	合併銀行	被合併銀行
1993-1994	Bank of India	Bank of Karad
1995-1996	State Bank of India	Kashinath Seth Bank
1996-1997	Oriental Bank of Commerce	Punjab Cooperative Bank
1996-1997	Oriental Bank of Commerce	Bari Doab Bank
2000	HDFC Bank	Times Bank
2001	ICICI Bank	Bank of Madura
2004	Oriental Bank of Commerce	Global Trust Bank
2005	Centurion Bank*	Bank of Punjab
2006	IDBI Bank	United Western Bank

(注) *合併後、行名を Centurion Bank of Punjab に改称。

(出所) Gourlay [2006], Indian Bank's Association ほか。

2004年に、いかなる商業銀行も他の銀行の5%以上の株式を保有することが禁止された。これにより、SBIグループを除き、銀行が銀行子会社を持つことはできない。ここには銀行の統廃合を促そうというRBIの意向が伺える。破綻処理によるものも含め、1993年以降毎年なんらかの銀行間M&Aが行われているが、最近では、2005年のBank of PunjabとCenturion Bankの合併によるCenturion Bank of Punjabの設立など、競争力を高めるための戦略的合併も起きている。

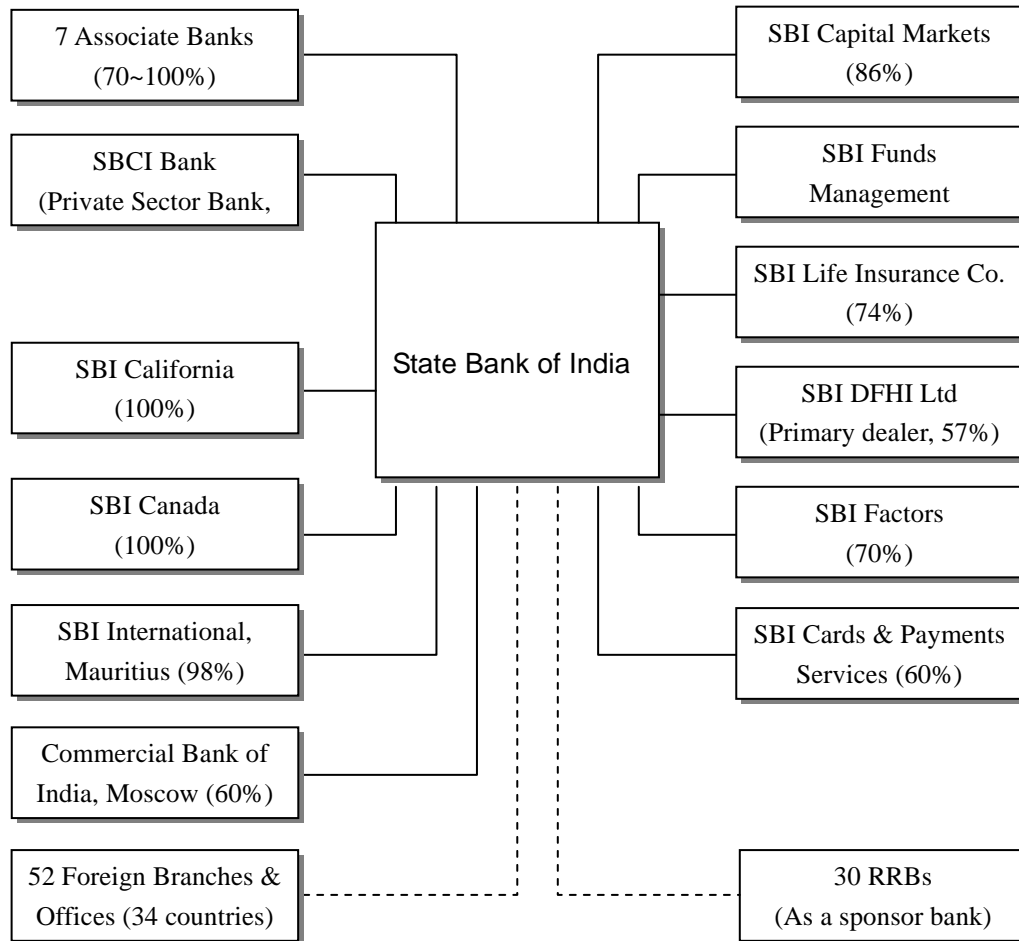
一方で、銀行のユニバーサル・バンク化が進んでいる。RBIも銀行と監督手法の異なるノンバンクを商業銀行に転換し、「銀行」という枠組みの中で金融セクターの監督を進めようと考えてきた³³。これを受け、Kotak Mahindra BankやYes Bankがノンバンクから商業銀行に転換した。大手民間銀行のICICI Bankは2002年に親会社であるICICIと合併し、ユニバーサル・バンクの方向性を明確に打ち出している。もっとも最近ではノンバンク独自の金融セクターにおける役割も認識され³⁴、性急なノンバンクの整理は見直されている。また、証券業務や保険業務まで銀行本体として認めようという議論はないが、大手商業銀行は子会社形態で証券会社や保険会社などを有し、グループ化を進めている(SBIグループにつき、図1参照)。ジョイント・ベンチャーないし海外の完全子会社への投資の制限も減損されていない資本金(unimpaired capital fund)の10%から20%へ緩和されている。

このように金融セクターの業態間の垣根が低くなる中で、RBIは、市場の動きにあわせて命令や告示を通じて対応している。

³³ RBI, *Approach to Universal Banking*, DBS.FID. No. C-24 / 01.02.00 / 2000-2001, 28 April 2001.

³⁴ RBI, *Financial Regulation of Systemically Important NBFCs and Banks' Relationship with them*, December 12, 2006.

図1 State Bank of India の主なグループ企業構成



(出所) State Bank of India Website, BSE IPO Database.

(注) カッコ内は 2004 年 3 月末現在の SBI の持株比率

(4) 破綻処理

1980 年代以前の硬直的な金融制度の中で増加していた不良債権は、1993 年の銀行債務再編法と 2002 年の金融システム安定化法により大きく改善したが、元来銀行数が過剰であったことに加え、国有銀行や上位銀行の業務の拡大と民間銀行の新規参入によって競争が激化し、いくつかの銀行が破綻している。破綻銀行の処理においては、協同組合銀行については預金保険も活用した清算を行う一方、指定銀行についてはいずれかの健全な銀行が受け皿として業務を引き継がせるなど、RBI が主導的な役割を担っている。その際、最近では、市場のルールに則った方法も加わってきており、RBI の意向に微妙に影響するようになってきている (Kolarkar [2003])。

近年、預金保険を活用して処理された金融機関はほとんど協同組合銀行である。その件数と金額は、2004年度で14件（44億ルピー）、2005年度で41件（51億ルピー）、2006年度で25件（43億ルピー）となっている³⁵。

2006年10月の指定銀行 United Western Bank (UWB)の処理では、IDBI（産業開発銀行）と、マハーシュートラ州政府系金融機関の SICOM と HDFC の連合が受け皿として名乗りを上げ、UWB を争奪する形となった。9月にモラトリアムに陥った UWB は、RBI が策定した IDBI を受け皿としたスキームに反発、UWB の組織を残した再建計画を提示した SICOM-HDFC 連合の案に傾いていた。しかも、提示価格は IDBI の1株 28 ルピーに対し、SICOM-HDFC 連合は1株 32.4 ルピーを提示していた。しかし、UWB 役職員組合（UWBLOO）は今後の対応も考慮して RBI の案を受け入れるよう取締役会に嘆願、最終的に IDBI に合併されることとなった。

このように、インドでも破綻銀行の受け皿の決定に入札的な例が出てきていることは注目に値するが、依然として RBI が重要な役割を演じている。RBI としては、破綻前に銀行間の M&A を促すことによって、銀行の健全性の向上を図ろうとしているのである。

第3節 金融セクターの規制緩和と競争法

1. 競争政策と競争法の概要

インドにおける競争法としては、1969年に制定された独占および制限的取引慣行法（MRTPA）³⁶があった。しかし、MRTPA は、当時巨大化しつつあった財閥系企業の行動を国家の下で管理することを目的としたものであり、反競争的行為を規律するものとしては不十分なものであった。

第一に、MRTPA は経済力の集中に対する国家の関与を数多く規定していた。一定の規模以上の資産を支配する企業は政府に登録し、情報を提供しなければならなかった（3章 A 節）。そして、本章の適用を受ける企業が設立される場合には、政府の事前の承認が必要であった。しかし、これはむしろ、承認という規制の下で行動することを認めたものと言ってもよい。その一方で、政府が必要と認める場合は、ある企業を分割することもできた（B 節）。第二に、独占的取引慣行を調査する機関として MRTP 委員会があったが、委員

³⁵ DICGC, Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation Claims Paid/Settled.

³⁶ Monopolies and Restrictive Trade Practices Act, 1969.

会は調査の結果を政府に報告することができるのみで、最終的な改善命令等は政府が出すことになっていた。第三に、独占的取引慣行には広範な例外が認められていた。ここでは、例外条項として適用除外を明記するほかに、それぞれの独占的取引慣行の適法性の判断において、政府の裁量を認めていた。そして、金融セクターについては、4条2項によって明示的に適用除外とされていた。

1991年の改革では、このような政府が広範に関与できる規定は大幅に削除された。しかし、MRTPAに代わる国際標準の競争法の制定が企図されたのは、1999年に競争政策と法に関するハイレベル委員会が設置されるまで待たなければならなかった。このとき競争法策定の議論を促した大きな要因のひとつが、WTO協定とりわけGATSの国内の実施の問題であった（Ramappa [2006]）。GATSでは、加盟国は約束した特定のサービスについて合理的、客観的かつ公平な措置をとることが義務づけられている。また、独占的または排他的なサービス提供者が存在する場合は最恵国待遇を確保し、他国のサービス提供者に対する濫用を防止しなければならない。さらに、排他的な商慣習がある場合はこれを撤廃するよう努める必要がある（GATS 6～9条）。このような要請に対応するため、2003年1月に競争法（Competition Act, 2002）が制定された。

同法は、その目的として、市場の競争の確保、消費者の利益の保護および取引の自由の確保を挙げている。そして、独占的地位そのものよりも反競争的行為の禁止に重点を置き、反競争的協定、カルテル、支配的地位の濫用、企業結合に関して規定している（3～6条）。これを実現するためにインド競争委員会（Competition Commission of India: CCI）が組織された。CCIはMRTP委員会と異なり、独自に反競争的行為を調査し、企業結合を審査し、それらの結果に対する命令を発し、罰則を科すことができる。同法に関する審理は委員長と高等裁判所裁判官を含む競争審判廷（Bench of Competition）が管轄権を有する（22条）。しかし、競争法は施行令によって段階的に実施されることになっており、それまではMRTPAが効力を維持する。現時点では、同法を運用する競争委員会の組織に関する規定のみが効力を与えられており、上記の実体規定はまだ施行されていない。

2. 金融セクターとの関連

競争法の実体的規定はまだ施行されていないため、規制の多い金融セクターとの関連でどのような運用がなされるかはまだはっきりしていないが、同法とMRTPAの規定の相違から若干の問題点を指摘する。

第一に、MRTPA と異なり、金融セクターが明示的な適用除外とされていない点である。むしろ、本法が対象とする「サービス」に銀行、金融、保険が含まれることが明記されている（2条（u））。ただし、金融機関による株式の引受や合併については、企業結合に関する一般規定は適用されない（6条4項）。これは、金融機関の結合には破綻金融機関の救済や金融システムの維持などが伴うことがあるため、一般的な情報開示規定はなじまないからである。もっとも、例外規定においても合併の日から7日以内に合併の詳細や支配の状況について CCI に届け出なければならない。

第二に、金融政策との調整である。特に留意されなければならないのは、小規模事業者や農業に対する優遇政策と競争法との関係である。この問題は現地でのインタビューでも解決策は見つかっていないようであった。現状では、RBI を中心として、上位銀行部門の商業銀行化、優先分野への貸付要件の緩和、業際の分断の緩和等によって、競争を促進しようとしているため、競争政策一般との抵触はそれほど懸念されないようである。しかし、金融機関の数的過剰が見受けられる中で、近年では新規参入をそれほど奨励しているわけではなく、RBI 主導による統廃合が進められている。RBI としては、財務力の弱い金融機関を早めに統合させ、一定数の健全な金融機関による競争環境を作ろうとしているようである。競争法上は、ある当局の決定が競争法と抵触する可能性があるときは、CCI に照会することができる（21条）、金融当局と CCI の政策の方向性やその実現方法に見解の相違が生じた場合どのように調整するかは、競争法の施行後問題となる可能性がある。

第三に、上記の問題への対応方法となる可能性もあるが、金融セクターの規制の一部を免除規定を用いて競争法の適用除外とするかである。競争法では、（a）国家の安全や公益の観点で必要な場合、（b）他国との条約や協定に基づく義務に従って行われる場合、（c）中央政府や州政府の主権的機能を企業が代替する場合、中央政府が告示（notifications）によって適用除外にすることができる（54条）。しかし、本条の規定は非常に限定的であり、金融規制が（a）にいう国家の安全と並ぶ公益と言えるかどうかは疑問の余地がある。他方、中央政府は、法律によらず、命令や告示によって協議を持ちながら CCI を指揮監督する権限を認められているので（55・56条）、これらの規定を通じて国としての競争政策を収斂させていくものと思われる。

第4節 競争政策と金融セクターにおける消費者保護

1. 規制緩和と消費者保護法

規制が緩和され企業間の競争が激しくなると、提供されるサービスが多様化・向上する一方、不公正な取引や詐欺的商法により消費者が不利益を被る可能性も高まる。そこで、規制緩和に伴って、消費者保護法を整備する必要性がある。

インドの現行の包括的な消費者保護法として、1986年消費者保護法³⁷がある。同法は、すべての物品およびサービスを対象とし、その規定と抵触するいかなる既存の法規からも逸脱されない(3条)。

同法に基づき、消費者の権利を保護・推進するための機関として、国、州、県の各レベルで消費者保護審議会(Consumer Protection Council)が設置されている。それぞれの長は国、州、県の消費者保護担当の大臣ないし首長が務めることとなっており、その位置づけは高い。また、紛争解決機関として、県レベルに消費者紛争救済フォーラム(Consumer Disputes Redressal Forum)、州レベルに消費者紛争救済委員会(Consumer Disputes Redressal Commission)、国レベルに中央消費者紛争救済委員会(National Consumer Disputes Redressal Commission)が置かれ、不服のある場合は上位機関に上訴できる。中央消費者紛争救済委員会の決定に不服の場合は最高裁判所に申し立てることができる(野澤 [2003])。

消費者保護法は当然に金融サービスにも適用されるので、金融機関を相手とした紛争も提起されている。近年の議論になった事例として、Punjab National Bankの貸金庫を借りた預金者が、銀行に侵入した窃盗犯によって預けた金品が盗まれた損害を補償するよう訴えた事件において、本件では預金者と銀行の双方の鍵が金庫の開錠に必要であり、単なる賃貸人と賃借人の関係ではなく、銀行に管理義務があるとした中央消費者紛争救済委員会の裁定がある³⁸。これを受けて、単なる賃貸借の関係と捉えられてきた貸金庫契約の見直しに影響を与えたと言われる。

2. 金融機関に対する苦情処理のための制度

金融機関に対する苦情処理としては、まず金融機関自体で処理されることが望ましい。そのためRBIは、各金融機関に対し、文書やコールセンターによる受付のほか、電子メー

³⁷ Consumer Protection Act, 1986.

³⁸ See <<http://www.rediff.com/money/2004/aug/14spec1.htm>>

ルやウェブサイトの苦情申立てフォームを通じた苦情受付窓口の整備を推奨している³⁹。

現在、消費者の苦情の95%はこれらの窓口処理によって解決されている。ここで解決に至らなかったものために、金融関係に特別の制度として、1995年に銀行オンブズマン・スキーム（Banking Ombudsman Scheme）がRBIによって導入され、2002年と2006年に改正された⁴⁰。

このスキームは、RBIに登録される指定商業銀行および指定協同組合銀行に対する申立てを処理する。迅速かつ安価な紛争解決手段であることを特徴とする。

銀行オンブズマン・スキームの事項的管轄は、銀行サービスの不備または融資に関する申立てに及ぶ（12条）。前者は小切手の支払・集金の不履行・遅延、顧客への支払命令書の未発行、銀行による信用状の不受理、融資契約に関する苦情など11項目にわたるが、後者については利子の不払いなど4項目に限られる。近年では、過剰請求や手数料などクレジットカードにかかる苦情が増えている。

手続きとしては、まず、仲介または調停として銀行オンブズマンが当事者間での解決を推進する。解決に至った場合は拘束力のある合意（agreement）が結ばれる（15条）。解決に至らなかった場合は、裁定（award）が出される（16条）。両者がこれを受け入れた場合は最終解決となる。いずれかが受け入れない場合は、RBIの上訴機関に上訴することができる。また、最終的な受け入れのない限り、裁判など他の紛争解決手続きは開かれている。最近5年間で約36000件が処理されている。一部、裁定を受け入れても直ちに履行しない金融機関も見られるため、RBIの理事会の消費者サービス委員会（Customer Service Committee of the Board）が監視を行うとともに、苦情の件数や処理状況を公表するよう銀行に要請し、サービス競争の一環にしようとしている。

3．預金者保護制度

インドでは、1961年預金保険公社法⁴¹によって預金保険制度が創設され、翌年に預金保険公社（Deposit Insurance Corporation）が設立された。1978年には信用保証公社（Credit Guarantee Corporation）と統合され、預金保険信用保証公社法⁴²により預金保険信用保証公

³⁹ RBI, *Regulatory and Other Measures*, Ref. No. RBI/2006-07/81 UBD (PCB) Cir. No. 3/13.05.000/06-07 dated July 21, 2006 Reserve Bank of India Bulletin, September 2006

⁴⁰ RBI, *The Banking Ombudsman Scheme, 2002*, Notification Ref.RPCD.BOS.No.750/13.01.01/2001-02, 14 June 2002; *The Banking Ombudsman Scheme, 2006*, Notification, Ref.RPCD.BOS.No.441/13.01.01/2005-06, December 26, 2005.

⁴¹ Deposit Insurance Corporation Act, 1961.

⁴² Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation Act, 1978.

社 (Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation: DICGC) となった。それゆえ、DICGC は、小口預金者の保護と小規模債務者の保証という二つの機能を担っている。

外国銀行の在印支店、地域銀行、RRB を含む全ての商業銀行が預金保険の対象となる。協同組合銀行は、預金保険信用保証公社法 2 条 (gg) に従って、RBI が各地の協同組合登録局に協同組合銀行の経営を監督する権限を与えるよう、それぞれの協同組合法が改正された場合に対象金融機関となることができる。現在では、法令改正が行われていない一部の地域を除いて、ほとんどの協同組合銀行が対象金融機関となっている。新規参入する銀行も、それぞれの業態が対象金融機関となっている場合は加入が義務づけられる。

政府預金やインターバンクなどを除き、貯蓄預金、定期預金、流動性預金等が保護対象となる。保護限度額は、発足当初は預金者一人当たりわずか 1500 ルピーであったが、漸次増額され、現在は 10 万ルピーである。ここにいう「預金者一人当たり」とは、すべての支店において「同じ権利と同じ資格において同一人」であるとされており、権利や資格を異にして預けられた預金はそれぞれ別の預金者の預金として保護される。

保険料率は、当初は年 0.05% であったが、1971 年から 0.04% に引き下げられたあと、1993 年から再び 0.05% に戻された。しかし、2001 年以降、特に協同組合銀行の破綻が相次いだことから保険料率の引上げが検討され、2004 年の 0.08%、2005 年から 0.1% とされている。

加入金融機関に対して、DICGC は自由にその情報にアクセスする権利が認められているが、実際にその権利を十分に発揮する機会は少なく、是正を求める権利もない。問題が懸念されるときは、RBI に調査や検査を依頼することになっている。

保証機能としては、小規模な債務者を対象とし、通常の銀行融資保証のほか、協同組合や RRB を通じた農業向け保証や小規模事業者向け保証などのスキームがある。1989 年には保証対象が RBI の優先分野貸付に拡大されたが、1995 年には住宅保証が住宅都市開発公社 (HUDCO) に移管されたため大幅に縮小し、現在は機能を停止した状態にある。

自由化の進展の中で、現在、預金保険機能を効果的に果たすため、DICGC を米国の連邦預金保険公社 (FDIC) 型の銀行保険公社に改組する検討が進められている。2003 年には、銀行預金保険公社法案の概要⁴³が提案され、銀行に対する是正措置の権限や RBI との協議機関の設置などが盛り込まれている。今後財務基盤の弱い金融機関の統廃合が進む中で、保険をどう効果的に使いまた使わないかを RBI とともに見極めていく必要がある。

⁴³ Outline of the Bank Deposits Insurance Corporation Bill.

第5節 結語

以上の検討から、規制緩和過程における現在のインドの金融セクターの特徴は以下のよう
にまとめることができよう。

第一に、金融機関の種類と数の多さである。商業銀行は、伝統的な民間銀行が統廃合さ
れて減少する一方、新しい民間銀行や外国銀行の参入、政府系金融機関の商業銀行化、
SIDBI や地域銀行のような新型の地方・小規模事業向け金融機関の設立など、官民錯綜し
た競争状態にある。また、それぞれの業態に属する金融機関の一部はなお従前の機能や制
約を残しており、IDBI や SBI のようにそれが競争上優位に作用したり、協同組合銀行のよ
うに不利に作用したりしている (Prasad & Ghosh [2005])。このような中であって、どのセ
グメントでどのプレーヤーが競争関係にあるのかは、現時点では明確でない。自由化に伴
って中間層を巡る競争は多方面からの進出により激化しているが、農村向けは RRB や協同
組合銀行の統廃合によって金融機関数が減少している一方、商業銀行の進出も現時点では
それほど手厚く行われているわけではない。今後も、このような複雑な業態体系をどのよ
うに整理し、国家経済と利用者にとって有益な競争環境を整えていくかが課題となってこ
よう。

第二に、RBI の権限である。RBI は中央銀行として、通貨の発行や金利政策などの中央
銀行としての機能を果たす一方、金融セクターの監督も一手に担ってきた。近年になって
証券や保険についてはそれぞれの監督機関が設立されたが、ノンバンクの対応については
試行錯誤が続いている。監督機能については金融監督委員会 (BFS) の設置により機能的
な分離を図ったが、実働部隊は RBI 内の組織のままであり、その効果はまだはっきりと現
れているわけではない。これまで RBI は権威と自信をもって金融監督行政を担い、RBI の
裁量的な手綱さばきによって漸進的に改革が進められてきた。しかし、自由化によって規
模的にも内容的にも複雑化する金融セクターにおいて、RBI のみの力によって制御できる
のか。今後、SEBI や IRDA だけでなく競争委員会 (ICC) や DICGC、NABARD などさま
ざまな機関との関係を整理し、よりルールに則った監督枠組みを構築していく必要がある
う。

第三に、地域や貧困層との格差への対応である。現実には、都市部においても貧困層が溢
れており、各地での暴動も伝えられている。地方や農村を含むリテール・バンキングには
新しい民間銀行や外国銀行も関心を示しており伸張の可能性はあるが、厳しい競争と経営
の健全性の要請の中では効率性を重視せざるをえず、その切り札とされる ATM やインタ
ーネットがどの程度効果をもたらすかは未知数である。一方で、優先分野貸出の対象には

ソフトウェアやベンチャービジネスも含まれており、単なる貧困層対策になっているわけではない。貧困や格差を是正するための手段として金融セクターをどのように位置づけるのか。開発金融機関の再編と合わせ、経済成長が軌道に乗ったあとの課題として改めて浮上してくると思われる。

政治的にも経済的にも大国としての存在感を示してきているインドが、今後金融セクターの改革・開放を通じてどのような国内的・国際的プレゼンスを持つようになるのか。今後ますます注目すべき国となるであろう。

〔参考文献〕

英語

- Amarendra, A. Reddy [2005] “Banking Sector Deregulation and Productivity Change Decomposition of Indian Banks,” *Finance India*, 19(3), pp. 983-1001.
- Bisht, N. S., R. C. Mishra and R. Belwal [2002] “Liberalisation and Its Effect on Indian Banking,” *Finance India*, 16(1), pp. 147-152.
- Gourlay, A., G. Ravishankar and T. Weyman-Jones [2006] *Non-Parametric Analysis of Efficiency Gains from Bank Mergers in India*, Loughborough University.
- Gurumurthy, R. [2006] *An Analysis of Financial Sector Reforms in India and the Challenges Ahead*, Institute for Indian Economic Studies, Waseda University, Paper presented at the Tokyo Club Macro Economic Conference 6-7 December 2006.
- IMF [2006] *World Economic Outlook Database*, (September).
- India Banks’ Association [2006] *Key Business Statistics*.
- IIBF (Indian Institute of Banking & Finance) [2005], *Legal Aspects of Banking Operations*, Macmillan.
- Kolarkar, S. R. [2003] *Bank Bankruptcy: Under the Indian Laws*, Reserve Bank of India.
- Kusum. W. Ketkar, Athansios G. Noulas and Man Mohan Agarwal [2003] “An Analysis of Efficiency and Productivity Growth of the Indian Banking Sector,” *Finance India*, 17(2), pp. 511-521.
- Mor, N., Chandrasekar, R., and D. Wahi [2006] “Banking Sector Reform in India”, in J. Aziz, S. Dunaway and E. Prasad (eds.), *China and India, Learning from Each Other, Reforms and Policies for Sustained Growth*, International Monetary Fund.

- Prabir C. Bhattacharya and M. N. Sivasubramanian [2005] "Trends and Composition of Bank Credit in India: 1971-1999," *Finance India*, 19(2), pp. 493-512.
- Prasad, A. and S. Ghosh [2005] *Competition in Indian Banking*, IMF Working Paper, WP/05/141.
- Prasad, V. R. [2003] *Urban Co-Operative Banks Tottering to Survive: Legal Challenges Ahead*, Reserve Bank of India.
- Prasad, A. R. and S. A. Habib [2004] "Opening Up of External Financial Sector and India's Financial Integration," *Finance India*, 18(2), pp. 801-833.
- Ramappa, T. [2006] *Competition Law in India*, Oxford University Press.
- RBI (Reserve Bank of India) [2002] Reserve Bank of India Bulletin, RBI PRESS RELEASE, RBI gives "in-principle" approvals to two new private banks, March, 2002.
- _____ [2005-06a] *Annual Report, 2005-2006*, RBI.
- _____ [2005-06b] *A Profile of Banks, 2005-2006*, RBI.
- _____ [2006a] *Quarterly Statistics on Deposits and Credit of Scheduled Commercial Banks*, (September), RBI.
- _____ [2006b] *Mid-term Review of Annual Policy for the Year 2006-07*, October 31, 2006, RBI.
- SEBI (Securities Exchange Board of India) [2006] *Handbook of Statistics on the Indian Securities Market 2006*, (December).
- Shirai, S. [2002] "Assessment of India's Banking Sector Reforms: From the Perspective of the Governance of the Banking System," in *Rejuvenating Bank Finance for Development in Asia and the Pacific*, United Nations, pp. 99-122.
- Singh, R. K. (ed.) [2006] *Indian Banking and Financial Sector Reforms: Realising Global Aspirations*, Vols I & II, Abhijeet Publications.
- Tannan, M. L. [2005] *Tannan's Banking Law and Practice in India*, 21st ed., Wadhwa Nagpur.
- Varshney, P. N. [2005] *Banking Law and Practice*, Sultan Chand & Sons.

日本語

- 絵所秀紀 [2001] 「インドの金融制度と金融改革」(『南アジア経済問題研究会報告書』国際通貨研究所、29-41頁)。
- 酒井晋一 [2005] 「アジア諸国の預金保険制度(2) - インドの預金保険制度」(『預金保険研究』第5号、44-50頁)。

- 島根良枝 [2006]「インド経済の現状と課題」(内閣府経済社会総合研究所『BRICs 経済の成長と世界経済への含意に関する調査研究報告書』研究会報告書等 No.16、191-211 頁)。
- 永石信・宮野理子 [2000]「インドの第二世代改革 その現状と課題についての一サーベイ」(外務省調査月報 2000/No.2、43-83 頁)。
- 野澤萌子 [2003]「インドにおける裁判外紛争処理 - 消費者紛争救済機関を事例として」(小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の紛争処理制度』日本貿易振興会アジア経済研究所、173-199 頁)。
- 三菱総合研究所 [2006]『インド金融システムの特徴点と経済発展への影響に関する調査研究報告書』